

岩見沢市議会 経済建設常任委員会 他都市行政調査 実施報告書

広島県福山市 令和8年9月30日(水)
ばらのまちづくりについて



1 福山市の概要

人口 435,834人(令和8年9月30日現在)
面積 517.73km²

2 視察の目的

当市のバラ園は、道内外から多くの観光客が訪れる重要な観光資源であり、本市の魅力発信に大きく寄与している。しかし、来園者が中心市街地へ回遊し、まち全体の賑わいにつながる状況には至っていない。現在、駅前および駅前通り（1条～4条）においてバラの植栽を進めているものの、来訪者に対し「ばらのまち・岩見沢」としての統一的な景観や印象を形成するには、なお課題が残されていると認識している。

このため、中心市街地における景観形成のあり方、バラを活用した植栽手法、来訪者の回遊を促進するフォトスポット等の設置、さらには商店街・事業者との連携による地域一体の取り組みなど、中心市街地活性化に資する具体的な方策について、他自治体の先進事例を調査する必要がある。

今回の視察では、バラ園と中心市街地をつなぐ回遊性の高い観光ルートの形成、中心市街地の景観向上に向けた植栽の工夫、フォトスポットやイベントなどの誘客施策、さらに商店街や事業者との協働の仕組みなど、当市の中心市街地活性化に活かせる具体的な取り組みを調査することを目的とするものである。

3 調査項目

（1）中心市街地活性化に向けたバラの活用手法に関する調査

ばらのまちづくりを推進している自治体において、公園等の拠点整備にとどまらず、中心市街地における植栽や景観形成を通じて回遊性の向上を図っている事例を調査する。併せて、植栽の見せ方、フォトスポットの設置、歩行者の滞留を促す空間づくりなど、中心市街地の魅力向上に資する具体的な工夫について把握し、当市における導入可能性を検討するための知見を得る。

（2）「ばらのまち」に対する市民意識の醸成に関する調査

バラを地域の象徴として位置付け、市民の誇りや愛着を高めるための教育・啓発の取り組み、学校教育での扱い、子ども向けの植栽体験や学習プログラム、市民参加型のイベント等の実施状況を調査する。これらを通じて、市民意識の向上を図る仕組みや体制について把握し、当市の取組強化に向けた参考とする。

（3）SNS等を活用した広報・情報発信手法の調査

開花状況、イベント情報、フォトスポット紹介など、来訪者の回遊促進につながる効果的な情報発信の方法について、他自治体の取り組みを調査する。

4 調査内容

福山市のばらのまちづくりは、1945年の福山大空襲の戦災復興に、市民が荒廃した街に潤いと希望を取り戻そうと現在のばら公園に約1,000本のバラの苗木を植えたことを起点として発展してきた。現在では、市民がバラを通じて地域への愛着や誇りを育むとともに、バラを生かした景観づくりやイベントなどを通じて、まちの魅力を高め、市内外から多くの人を引きつける地域資源としても重要な

役割を果たしている。

中心市街地におけるバラの活用手法では、公園整備にとどまらず街路や商店街など市街地全体で統一した植栽デザインを導入し景観の一体感を形成している取組、フォトスポットやベンチ、モニュメント等を配置して歩行者の滞留を促す空間づくりを進めている事例、商店街と連携し店舗前の植栽や装飾を統一テーマで展開することで街全体のブランドイメージを高めている取組などを把握した。

また、中心市街地から公園へ向かう動線上に「ローズロード」を整備し、買い物を楽しみながらバラを鑑賞し、そのまま公園へ向かう回遊性を高める仕組みが構築されている。

さらに、福山市では2016年に「100万本のばらのまち」を達成し、現在も市直営でバラ苗を生産し市内の植栽活動を継続的に支援しているほか、市内には400以上の花壇が整備され、市民・事業者・団体が一体となって維持管理を行う体制が形成されている。

「ばらのアクションプラン」に基づく人材育成として、福山ばら大学では体系的な学習機会を提供し、これまでに約800人が修了しており、卒業生が講座の講師として関わるほか、地域においてはばらの専門家として指導的役割を担うなど、市民が主体的にまちづくりに参画する仕組みが確立されている。また、入学記念として全小学校の新1年生にばら苗を配布する取組や、福山市ばらのまち条例の制定により5月21日を「ばらの日」と定め地域としての認識共有を進めている仕組みになっている。

5 今後の展開について

岩見沢市では、バラ園が観光資源として高い評価を得ているものの、『ばらのまち』としての統一した景観や物語がまち全体の文化として十分に定着しているとは言い難い。しかし、岩見沢にはバラの原種となる「はまなす」といった地域固有の花文化が存在し、これらをバラと調和させながら岩見沢らしい花のまちづくりを育てていく潜在可能性は大きい。

今後は、バラ園をばらのまちづくりの核としつつ、中心市街地や学校など、市民の日常生活の身近な場所へと花文化を広げ、岩見沢らしい花の物語を少しずつ形づくるためには、以下の事項に取り組む必要があると考える。

(1) 商店街・事業者等との連携による中心市街地のバラ植栽推進

商店街や事業者と連携し、店舗前の植栽や装飾を統一的に展開する仕組みを整備する。貸鉢の活用など、事業者が参加しやすい手法を導入することで、中心市街地全体としての景観向上と回遊性の強化を図る。

(2) 小学校内花壇にバラを植栽し、バラを育ててもらふ取組の推進

市内小学校の花壇にバラを植栽し、児童がバラを育てる機会を設けることで、次世代に対する「ばらのまち」への理解と愛着を育む。学校教育との連携を通じて、地域の象徴としてのバラを身近に感じられる環境づくりを推進する。

(3) バラ園および駅前エリアにおけるフォトスポット整備の推進

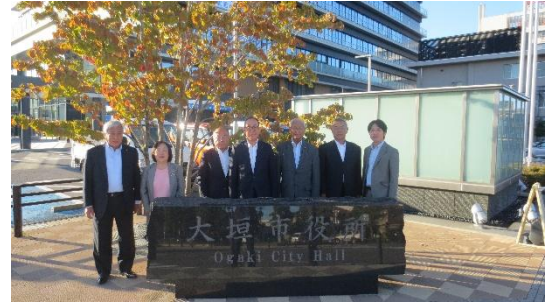
来訪者の滞留や中心市街地への回遊を促すため、バラ園および駅前エリアにおいてフォトスポットを計画的に整備する。季節の開花状況やイベントと連動した魅力発信を行い、SNS等を通じた情報拡散による誘客効果の向上を目指す。

(4) 市民参加型のばらのまちづくりを実施するために、バラマイスター認定制度の導入検討

市民が主体的にバラの育成や景観形成に関わるための人材育成制度として、バラマイスター認定制度の導入を検討する。公園などを活用しながらバラづくりを楽しみ、まちの景観づくりに関わることで市民を育成し、持続可能なバラのまちづくりを支える体制を構築したい。

岩見沢市議会 経済建設常任委員会 他都市行政調査 実施報告書

岐阜県大垣市 令和8年9月30日(水)
中心市街地活性化について



1 大垣市の概要

人口 155,563人(令和8年9月30日現在)
面積 206.57km²

2 視察の目的

本調査は、大垣市が進める中心市街地活性化の取組を把握し、商店街の再生、空き店舗対策、にぎわい創出、公共空間の利活用など、地域経済の活性化に向けた具体的な施策とその成果を学ぶことを目的とした。

特に、中心市街地活性化基本計画に基づく都市基盤整備、民間主体のイベント運営、空き店舗の改修支援や新規出店促進など、行政と商工団体、民間事業者が連携した取組みを確認するとともに、岩見沢市が進める中心市街地活性化施策との共通点や相違点を整理し、今後の施策の充実に資する方策を検討するため実施した。

3 調査項目

本調査では、大垣市が推進する中心市街地活性化施策の具体的内容と運用体制、事業効果及び課題を把握するため、以下の項目を中心に調査を行った。

- (1) 中心市街地活性化基本計画に基づく都市基盤整備と、第1期から第3期までの施策の成果及び課題、第4期計画の基本方針について
- (2) 「元気ハツラツ市」から「まちなかスクエアガーデン」への転換、公共空間の活用と民間主体による日常的なにぎわい創出について
- (3) 空き店舗対策としての「リフレッシュサポート事業」、「中心市街地個店魅力アップ事業」、「中心市街地リノベーション推進事業」及び「空き店舗撲滅プロジェクト」について
- (4) まちなか居住の促進、来街者の回遊性向上と、通行量だけでなく滞在時間や消費額、店舗売上などを含めた事業効果の把握について
- (5) 商工会議所、商店街振興組合、民間事業者等との連携及び大垣ビジネスサポートセンター「Gaki-Biz」による経営支援について

4 調査内容

大垣市では、中心市街地活性化基本計画に基づき、大垣駅南街区の再開発や公共施設の整備など、都市基盤整備と商業機能の再生、にぎわい創出を一体的に進めている。第4期計画では、まちなか居住の促進、空き店舗の解消、歩行者・自転車通行量の増加など、具体的な目標を掲げ、継続的な活性化に取り組んでいる。

特に、平成22年から実施してきた「元気ハツラツ市」を見直し、令和4年度から「まちなかスクエアガーデン」へ転換した取組は、地域の状況や市民ニーズの変化に対応した事例として参考となった。行政が過度に関与するのではなく、民間事業者や市民が主体となって公共空間を活用する仕組みを整え、イベント開催時のにぎわいに加え、日常的な交流や回遊性の向上につなげようとしている点が特徴的である。

また、空き店舗対策では新規出店者に対する改装費や賃借料の補助に加え、既存店舗の魅力向上や

遊休物件の改修を支援する制度を設けている。さらに、空き店舗所有者と出店希望者を結びつける「空き店舗撲滅プロジェクト」により、空き店舗の有効活用と新規出店の促進を図っている。直近5年間では、リフレッシュサポート事業による新規出店15件のうち14件が営業を継続し、その継続率は93%となっており、出店後の定着という観点でも一定の成果が確認された。

一方、中心市街地における再開発事業が地権者との合意形成に至らず中止となった事例からは、行政の計画や支援制度だけでなく、土地・建物所有者、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得ながら、実現可能性を十分に検討することの重要性も確認できた。

【参考：大垣市の空き店舗支援施策】

施策	支援内容
リフレッシュサポート事業	改装費の2分の1、上限70万円（大垣駅通り）。賃借料は月額上限4万円
中心市街地個店魅力アップ事業	既存店舗の改修費の2分の1、上限50万円
中心市街地リノベーション推進事業	遊休物件所有者の改装費の2分の1、令和8年度上限50万円
空き店舗撲滅プロジェクト	物件調査、所有者への働きかけ、出店希望者とのマッチング

5 今後の展開について

今回の視察を通じて、大垣市と岩見沢市では、中心市街地活性化に向けた基本的な方向性に共通する部分が多いことが確認できた。岩見沢市においても、中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗対策や店舗改修支援など、地域の実情に応じた取組が進められている。今後は、こうした既存の取組を着実に推進するとともに、他都市の先進的な事例や新たな視点を取り入れながら、現行計画の内容をさらに充実させ、中心市街地の一層の活性化につなげていくことが重要である。

今回の調査で得られた知見を踏まえ、岩見沢市第3期中心市街地活性化基本計画の策定及び今後の施策の展開に当たっては、現行計画の基本的な方向性を生かしつつ、より実効性の高い取組へと発展させる観点から、特に次の事項について検討することが望まれる。

（1）中心市街地活性化に向けた効果検証の充実

歩行者等の通行量に加え、来街者の滞在時間や消費行動、店舗売上への波及効果など、多角的な視点から事業効果を把握・検証し、中心市街地のにぎわい創出が地域経済の活性化にどの程度結びついているかを明らかにすることで、効果的な施策の立案や改善につなげるべきである。

（2）公共空間の利活用による日常的なにぎわいの創出

イベント開催時の集客にとどまらず、テーブルやベンチの設置による滞在環境の充実や、ランチタイムに合わせた定期的な催しの開催など、公共空間を日常的に利用できる機会を創出し、来街者の滞在時間の延長や回遊性の向上につなげるべきである。

（3）空き店舗対策の充実と商店街全体の魅力向上

既存の補助制度について、出店件数や営業継続率などの実績を踏まえて効果を検証するとともに、店舗所有者と出店希望者のマッチング、出店後の経営支援、既存店舗の魅力向上などを組み合わせ、空き店舗の解消と商店街全体の活性化を図る。また、新規出店や既存店舗の魅力向上を促進するため、店舗改装費等の補助制度の拡充や新たな支援策についても検討すべきである。

（4）多様な主体の連携による持続的な推進体制の構築

行政と商工会議所、商店街振興組合、民間事業者、市民等の連携を一層強化し、それぞれの役割を明確にするとともに、地域のニーズや課題を共有しながら、民間事業者や市民が主体的に参画し、継続的に取り組むことのできる体制を構築すべきである。

（５）積雪寒冷地の特性を踏まえた中心市街地の利用促進

積雪寒冷地である岩見沢市の地域特性を踏まえ、冬期間における移動や滞在のしやすさにも配慮しながら、季節に応じたイベントや交流機会の創出、商業施設等との連携を進め、年間を通じて人の流れと消費が生まれる中心市街地づくりを推進すべきである。

今後は、今回の調査で得られた知見を中心市街地活性化基本計画の策定や各種施策の検討に生かし、既存の計画や施策の基本的な方向性を踏まえながら、その充実と効果的な展開を図り、事業の実効性と持続可能性を高めていくことが重要である。経済建設常任委員会としても、今回の調査で得られた成果を今後の政策議論に反映させ、行政、民間事業者及び市民の連携を促進することで、魅力と活力のある中心市街地の形成につなげていく必要がある。

岩見沢市議会 経済建設常任委員会 他都市行政調査 実施報告書

東京都墨田区 令和8年10月1日(木)
中小企業振興基本条例について



1 墨田区の概要

人口 289,799人(令和8年10月1日現在)
面積 13.77km²

2 視察の目的

岩見沢市は、中小企業振興施策を総合的に支援し、地域経済の持続的発展及び市民生活の質の向上に資することを目的とし、中小企業振興基本条例制定準備会を設置し、令和6年の条例制定を目指したが、一部団体より機運醸成が不十分等の申し出があり、各主体で機運醸成を進めることとなり、条例制定が中断している。

現在、全国で多くの自治体が基本条例を制定しているが、制定することだけが目的となり形骸化している自治体が多い。墨田区は条例が昭和54年に制定され47年間経過しているが、様々な施策を継続して実施している。条例の先進的な制定経緯とその運用について調査することを目的とした。

3 調査項目

- (1) 中小企業振興基本条例を全国に先駆けて制定した経緯と特長について
- (2) 条例制定のための組織と制定に要した期間について
- (3) 産業振興会議の内容と具体的施策について
- (4) これまでの苦労したことや失敗談、課題について
- (5) 今後の墨田区の目指す地域について

4 調査内容

墨田区は昭和52年に区長公選制が復活し新区長が誕生、特別区の自治権が拡大し「墨田区中小製造業基本実態調査」が始まり、昭和54年の条例制定まで2年を要した。その間の調査には係長級の180人が動員され、製造業9,313工場に出向き8,418の調査票を回収し詳細なデータを集積した。このデータの集積以上に意味があったのが、今後の区を担う若手職員が地域の現場を目の当たりにして「何をしなければならないのか」を認識したことだと言われている。(現場第一主義)

墨田区中小企業振興基本条例の特長は、基本方針と併せて施策の大綱が掲げられているほか、区長の責務と区民等の理解と協力が規定されている点にある。また、もう一つの特長は、条例を制定してすぐに運用を開始したことである。条例制定後に産業振興を継続的に検討する産業振興会議を設置し、現在も年6回開催し、行政・企業・学識経験者等が活発な議論を重ねながら、ハード・ソフト面ともに様々な産業振興施策が生まれている。

また、墨田区においても製造業の事業所数は昭和45年をピークに減少傾向にあるが、中小企業振興基本条例を核に、時代の変化に対応しながら、既存事業者の維持・発展(減らさない取組)と同時に、新たな産業の創出(増やす取組)を実施し、産業集積のアップデートを目指している。

5 今後の展開について

岩見沢市の基幹産業は農業であり墨田区の産業構造とは異なるものの、条例を制定し、その運用を着実に進めることで、地域経済の振興やまちづくりにも繋がると感じた。その結果、市民生活の質の向上及び地域経済の活性化・好循環に寄与するものと考えており、中小企業、行政、市民等が連携し、地域経済の活性化と持続的な発展を図るため、中小企業振興基本条例の制定が必要と考える。

当市では、令和6年の条例制定を目指していたが、一部団体から機運醸成が不十分であるとの意見等が寄せられたことから、条例制定に向けた検討が中断している。こうした状況を踏まえ、一部団体へのヒアリング調査等を実施し、関係団体との合意形成を図りながら、条例制定に向けた準備会の再始動を目指す。